

令和3年度上三川町職員2次募集要項（技術職：土木・建築）

- 1 試験日 令和4年2月6日（日）
- 2 受付期間 令和4年1月11日（火）～1月31日（月）
- 3 採用職種・人員・受験資格

職 種		受 験 資 格
土木・建築事務	2名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた方であって、土木施工管理技士、建築士、建築施工管理技士等の資格を有し、行政あるいは民間企業等で、管理業務（土木又は建築の設計、施工管理業務）に従事した経験を有する方

注1）行政あるいは民間企業等とは、国や地方公共団体などの行政機関、公的な機関（公益的法人、財団法人、独立行政法人、公団等）、公的な機関に属さない民間企業等を指します。

注2）日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、公権力の行使又は公の意志形成への参画に携わる職に就くことはできません。

注3）次の各号のいずれかに該当する方は受験できません。（地方公務員法第16条）

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 上三川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した方

#### 4 試験の日時・場所・方法等

区 分	日 時	場 所	試験の方法
土木事務 建築事務	令和4年2月6日(日) 受付 午前8時30分～	上三川町役場 (栃木県河内郡 上三川町しらさぎ 一丁目1番地)	a 作文 b 面接

a 作文 職務経験により培った識見並びに公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについて、記述による筆記試験を行います。

b 面接 説得力・判断力・積極性・協調性・職務経験・能力の活用可能性などについて、個別面接による口述試験を行います。

#### 5 受験手続

##### (1) 受験申し込み

上三川町役場総務課総務人事係に用意してある申込用紙(町ホームページからダウンロード可、A3版横1ページに印刷して使用してください。)に必要事項を自書し、次の書類を添付し提出してください。(代理提出可)

- a 3ヶ月以内に撮影した写真(4cm×3cm上半身)2枚(1枚は申込書に貼付)  
上半身、脱帽、正面向きの写真で、裏面に「氏名」を記載すること
- b 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の建設業法「技術検定」合格証明書の写し【土木事務を受験する方のみ】
- c 一級建築士又は二級建築士の建築士法「建築士試験」免許証の写しあるいは一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士の建設業法「技術検定」合格証明書の写し【建築事務を受験する方のみ】

##### (2) 申込受付期間

令和4年1月11日(火)～1月31日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、土曜・日曜・祝日、及び12:00～13:00の昼休みを除く。)

##### (3) 郵送による申込

郵送の場合は、郵便局の窓口で簡易書留等の記録の残る郵便とし、1月11日

(火)から1月31日(月)までの消印で郵送してください。受付後、ただちに受験票を発送しますので、住所・氏名を記入した返信用封筒(定形封筒に84円切手を貼り付けたもの)を同封してください。

※ 書類不備(添付書類の不足、記入・押印漏れ、写真のない場合等)は受理できません。郵送による申込みの場合は書類を返送します。

また、申込書兼履歴書の記載事項に不正があると職員として任用される資格を失います。合格発表後であっても、不正が明らかになった場合には、合格を取り消します。

(4) 申込書等提出・送付先 ※採用試験に関する問い合わせはこちらへ

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 総務課 総務人事係

TEL 0285-56-9116

## 6 合格・採用等

(1) 試験の結果は、令和4年2月8日(火)の午後3時に町ホームページに掲載、並びに本人宛通知をします。電話での問い合わせには応じられません。

(2) 試験合格者は、次の書類を提出願います。提出期限は後日、通知します。

a 確約書(町規定の用紙を送付します)

b 身元保証証(町規定の用紙を送付します)

c 健康診断書「身長、体重、視力、聴力、血圧、検尿(蛋白、糖)、胸部X線レントゲンの検査項目を含み」3ヶ月以内の検査日のもの

d 「職歴証明書」等、職歴を確認できる書類

(3) 採用予定日は、令和4年4月1日以降です。なお、採用はすべて条件付採用であり、原則として採用から6ヶ月間を良好に勤務したときに正式採用になります。

## 7 勤務条件等

(1) 初任給の格付けは、年齢・職歴等に応じて決定されます。

(2) 給料・手当、勤務時間・休日等の勤務条件は、町条例により規定されます。

(参考) 令和4年4月1日における給料月額

- ・ 30歳 (4年制大卒、民間会社に8年間勤務経験) 211,300円  
※1級45号
- ・ 35歳 (4年制大卒、民間会社に13年間勤務経験) 226,800円  
※1級61号